

答申第 87 号

(諮問第 114 号)

答 申

第 1 審査会の結論

大分県知事（以下「実施機関」という。）が平成 27 年 5 月 28 日付けで行った決定に対する異議申立ては不適法なものであり、却下すべきである。

第 2 異議申立てに至る経緯

1 公文書の公開請求

異議申立人は、大分県情報公開条例（平成 12 年大分県条例第 47 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定により、平成 25 年 12 月 10 日付けで、実施機関に対して、「中津中央青果、佐伯大同青果(株)の直近の事業報告書及び決算報告書」を内容とする公文書公開請求を行った。

2 実施機関の当初の決定

実施機関は、前記公文書公開請求に係る公文書として、「中津中央青果株式会社及び佐伯大同青果株式会社に係る卸売業者事業報告書（平成 25 年 3 月期）」（以下「本件対象公文書」という。）を特定した上で、次の理由により一部公開決定を行い、平成 25 年 12 月 24 日付けで異議申立人に通知した。

① 条例第 7 条第 1 号に該当するため

（株主の氏名、住所、所有株式数等及び法人担当者の氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため）

② 条例第 7 条第 2 号イに該当するため

（法人の代表者の印影、卸売業務に係る取扱高・売上損益の状況、株主構成等、貸借対照表中の大科目以外の科目名・金額等並びに損益計算書の大科目以外の科目名及び全ての金額は、法人の内部管理情報であり、公にすることにより当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため）

3 当初の異議申立て

異議申立人は、前記一部公開決定について、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号。以下「行服法」という。）第 6 条の規定により、平成 26 年 1 月 30 日付けで、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 実施機関への答申に基づく決定

実施機関は、平成27年4月28日付けの答申に基づき、次の理由により本件対象公文書について一部公開（変更）決定を行い、平成27年5月28日付けで異議申立人に通知した。

① 条例第7条第1号に該当するため

（株主の氏名、住所、所有株式数等及び法人担当者の氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため）

② 条例第7条第2号イに該当するため

（卸売業務に係る取扱高・売上損益の状況、株主構成等、貸借対照表中の大科目以外の科目名・金額等並びに損益計算書の大科目以外の科目名及び全ての金額〔ただし会社計算規則により損益計算書等の区分及び貸借対照表の要旨に記載することとされている部分を除く〕は、法人の内部管理情報であり公にすることにより当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため）

5 本件異議申立て

異議申立人は、前記一部公開（変更）決定について、平成27年6月30日付けで、実施機関に対して異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

公文書一部公開（変更）決定処分を取り消し、公開しなかった部分を全て公開するとの決定を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 所有株式数や所有株式数の割合の部分は、氏名、住所とは完全に区分けされており、別々の情報が単に並んでいるにすぎない。また、単に人と関係ない財産の価額であり、個人に関する情報ではないのであるから、氏名、住所を除いて「所有株式数」、「所有株式数の割合」を公開すべきである。
- (2) 卸売業務に係る取扱高・売上損益の状況については、会社全体の何万の取引を集計した取扱高や売上損益の状況であり、個々の取扱高・売上損益の状況のものではないから、独自の経営上の秘密やノウハウが具体的に判明するとはいえず、「卸売業務に係る取扱高」、「売上損益の状況」について、全て公開すべきである。
- (3) 卸売市場が大分県卸売市場条例に基づく許可を得て営業を行うことをもって、県の監督下にある公共的な会社であるとし、その事業活動の公共性を合わせて考慮すると、透明性が求められるのであるから、「株主構成」及び「大口

株主」の情報を全て公開すべきである。

- (4) 「貸借対照表」及び「損益計算書」は、個々の取扱高・売上損益の状況のものではない何万もの取引の数字の合計である大科目レベル数値であるから、これにより独自の経営上の秘密やノウハウが具体的に判明するとはいえない。

第4 実施機関の説明の要旨

本件異議申立てに対する実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

1 本件対象公文書の意義、性格について

- (1) 卸売業者事業報告書について

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第58条第1項の規定により、地方卸売市場において卸売の業務を行おうとする者は、大分県卸売市場条例（昭和46年大分県条例第42号。以下「市場条例」という。）で定めるところにより、知事の許可を受けなければならないが、許可を受けた卸売業者（以下「卸売業者」という。）は、年度ごとに、事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない（市場条例第19条第1項）。

また、大分県卸売市場条例施行規則（昭和47年大分県規則第13号。以下「市場規則」という。）第16条により、卸売業者は、卸売業者事業報告書を毎事業年度経過後90日以内に提出しなければならない。

卸売業者事業報告書は、直近の事業年度における業務の運営体制や取扱高・売上損益の状況等を表すもので、事業期間、事業運営組織図、取扱品目に係る取扱高及び売上損益、株主構成、大口株主、従業員の状況等について、市場規則で定められた様式に記載し、経理の状況を示す書類として、報告対象となる事業年度の決算に係る貸借対照表、損益計算書等を添付するものである。

- (2) 卸売業者事業報告書の意義、性格について

卸売業者は、地方卸売市場に出荷される生鮮食料品等について、その出荷者から卸売のための販売の委託を受け、又は買い受けて、地方卸売市場内において卸売を行う者である。

よって卸売業者には、地方卸売市場における卸売の業務を的確に遂行することができる知識と経験に加え、出荷者からの信用を維持するための担保として、財務の健全性が求められるところである。

卸売業者事業報告書は、実施機関が卸売業者の支払担保能力をきめ細かく把握しておく必要があることから、卸売業者に対して、市場条例に基づき毎事業年度ごとに提出する義務を課しており、実施機関は、卸売業者事業報告書の活用により、卸売業者の業務遂行能力の確認等に努めている。

なお、知事あて提出した卸売業者事業報告書について、市場条例や市場規則

において、卸売業者に対し、当該卸売業者の事業所での写しの備付けや、販売の委託をした者等への閲覧体制の整備等に関する特別な義務付け規定はなく、また、実施機関から一般への公開に関する特別な規定もない。

2 本件対象公文書の非公開情報該当性の判断について

(1) 本件対象公文書の条例第7条第1号該当性について

本件対象公文書に記載された、株主の氏名、住所、所有株式数等及び法人担当者の氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものである。

「特定の個人を識別することができるもの」の範囲は、氏名その他の記述等の部分だけでなく、その他の記述等により識別される特定の個人情報の全体である。

以上のことから、本件株主の氏名、住所、所有株式数等及び法人担当者の氏名は、これを公開することにより、当該特定の個人の権利利益を害すると認められることから、条例第7条第1号に該当する。

(2) 本件対象公文書の条例第7条第2号イ該当性について

本件対象公文書に記載された、卸売業務に係る取扱高・売上損益の状況、株主構成等、貸借対照表中の大科目以外の科目名・金額等並びに損益計算書の大科目以外の科目名及び全ての金額（会社計算規則（平成18年法務省令第13号）により損益計算書等の区分及び貸借対照表の要旨に記載することとされている部分を除く。以下同じ。）は、法人の内部管理に関する情報である。

以上のことから、卸売業務に係る取扱高・売上損益の状況、株主構成等、貸借対照表中の大科目以外の科目名・金額等並びに損益計算書の大科目以外の科目名及び全ての金額は、法人の内部情報である営業状態や経営方針など、いわゆる営業上のノウハウに関する情報が含まれたものであり、これを公開することにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められることから、条例第7条第2号イに該当する。

第5 審査会の判断

1 本件異議申立てについて

本件異議申立ての趣旨は、異議申立人が先に行った「平成25年12月24日付けで実施機関が行った公文書一部公開決定についての異議申立て」に対する平成27年5月28日付けでの大分県知事の一部認容決定と併せて行った公文書一部公開（変更）決定を取り消し、全部公開するとの決定を求めるというものである。

2 本件異議申立ての適法性について

行服法第4条第1項には、行政庁の処分不服がある者は、原則として審査請

求又は異議申立てをすることができる」と規定されているが、同項括弧書きで同法に基づく処分は審査請求等の対象から除かれている。

本件異議申立ては、公文書一部公開（変更）決定の取消しを求めるものであり、これは、審査会の答申を踏まえて、平成27年5月28日付けで実施機関が行った異議申立てに対する一部認容の決定の取消しを求めるものである。

よって、本件異議申立ては、行服法第4条第1項括弧書きに該当し、不服申立事項から除外されているものであり、他の法令にも不服申立てができる特別の定めはない。

また、公文書一部公開（変更）決定により、新たに対象となった公文書も存在しないことから、本件異議申立てはその適法性を欠くものである。

3 結論

以上のことから、本件異議申立ては、条例第16条第1号に規定する「不服申立てが不適法」に相当し、実施機関は本件異議申立てを却下すべきである。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成27年 7月15日	諮 問
平成27年10月29日	事案審議（平成27年度第7回審査会）
平成27年11月25日	答申決定（平成27年度第8回審査会）

大分県情報公開・個人情報保護審査会会長及び指定委員

氏 名	職 業	備 考
吉 田 祐 治	弁護士	会長
城 戸 照 子	大分大学経済学部教授	
池 邊 英 貴	前大分県商工会議所連合会専務理事	
松 尾 和 行	大分合同新聞社上席執行役員 論説編集委員室長兼編集委員長	
芥 川 美 佐 子	大分県地域婦人団体連合会理事	